

書評 Gerhard Rösch, *Venezia e L'Impero, 962-1250. I rapporti politici, commerciali e di traffico nel periodo imperiale germanico*, Roma, Il Veltro Editrice, 1985, 344 pp.

齊藤寛海 社会科学教育講座

キーワード：ゲルハルト・レーシュ、ヴェネツィア、神聖ローマ帝国、962-1250年

1 はじめに

書評の対象は、ゲルハルト・レーシュ『ヴェネツィアと帝国, 962-1250年—ドイツ皇帝時代の政治, 商業, 交通上の関係』1985年。本書はドイツ語で書かれた原書 (*Venedig und das Reich. Handels- und verkehrspolitische Beziehungen in der deutschen Kaiserzeit*, Tübingen, Max Niemeyer Verlag, 1982) のイタリア語訳であり, 訳者はカルラ・ヴィンチ=オルランド (Carla Vinci-Orlando)。原書は, 表題に年代がなく, 副題が「ドイツ皇帝時代の商業政策的, 交通政策的関係」。商業政策的, 交通政策的関係としたのは, 本書の基本史料が各種の法制史料なので, 分析対象は実態よりも政策意図であると意識したからだろう。本書の目的は, 訳書の副題にあるように, ヴェネツィアと神聖ローマ帝国 (以下, 帝国) との政治, 商業, 交通上の関係について, 従来欠落した全体像を提示すること。

帝国は, 周知のように, ドイツ王国とイタリア王国から構成されていたが, 1033年にはブルグンド王国も加わった。ドイツ国王が皇帝に即位し, その皇帝がイタリア国王, ブルグンド国王を兼ねるのが慣例だった。ドイツ国王が皇帝になることから, それをドイツ皇帝とよぶこともある。一方, ヴェネツィアは, これも周知のように, ビザンツ帝国とフランク帝国が締結したアーヘン条約(812年)以後, 前者への帰属が確認されたが, ビザンツ帝国の弱体化にしたがって自立性を強化した。オットー一世が帝国を樹立した時点(962年)では, 事実上, すでに独立国家としての様相が濃厚だった。本書が対象とする時代は, 訳書の表題が示すように, この時点から, 帝国の一体性という観念を体現した最後の皇帝, フリードリヒ二世が死去した時点(1250年)まで。

2 本書の内容

以下, 本書の内容を要約する。なお, [] 内は評者による補完, () 内は評者による説明。

序文

ヴェネツィアの商業が繁栄し始めたのは, イタリア北部からマジヤール人が排除され, アドリア海からムスリムが撃退されて, ヴェネツィア周辺の社会情勢が安定した10世紀である。その東方との商業については研究が多いが, 西方との商業については少ない。とはいえ, ヴェネツィアにとり, 西方すなわち帝国は, 東方商品の販売市場としてのみならず, 東方への輸出商品の購入市場としても重要だった。ヴェネツィアは, 東方商品の代価としての商品を自国では生産せず, 西方で購入したからである。西方との関係について, 本書と同一の時代をも考察したシャウベの著作には, 実証のともなわない記述が見られる (A. Schaube, *Handelsgeschichte der romanischen Völker des Mittelmeergebiets bis zum Ende der Kreuzzüge*, München, 1906; 2. Aufl., Osnabrück, 1973)。一方, 帝国内部の個々の都市との関係を対象とした諸研究は, 全体像をもたないそれぞれの個別研究にとど

まっている。

史料は、イタリア王国に関するものが多く、ドイツ王国に関するものは少ない。史料の種類は、①皇帝がヴェネツィア（ドージェ、後にコムーネ）を対象に発布した「勅令」、②帝権が弱化し、都市（コムーネ）の権力が強化して、勅令の効力が減少した時代については、ヴェネツィアが帝国内部の都市や諸侯と締結した「協定」、③ヴェネツィアの「評議会決議録」（決議は法的効力をもつ）、④ヴェネツィア商人の「私文書」（大資本を要する東方との海上商業に比べて、小資本ですみ、外国人商人も多く参加する西方との河川・陸上商業では私文書は少ない）、⑤ヴェネツィア以外の各種史料に大別される。⑤には、イタリア王国における皇帝の勅令（都市や諸侯にヴェネツィアとの取引を許可する内容など）、都市規約、税関規約、私文書があり、史料の欠乏する初期時代は、聖人伝、見聞録、編年誌、年代記も利用される。

1章 ヴェネツィアと帝国：経済関係の基礎としての皇帝の政策と勅令

イタリア国王が、ヴェネツィアとその交易相手（都市領主など）との合意事項を承認し、国内でヴェネツィア人の財産を保護することは、神聖ローマ帝国の成立以前からの慣行だった。以後も、皇帝は、この慣行を踏襲し、勅令で代々確認したが、ヴェネツィアとの政治関係が悪化すると、以前に授与した権利の更新を拒否したり、一部を否認したりすることがあった。関係が改善すると、権利を拡大することもあった。皇帝は、967年、王国の指定した土地にヴェネツィア人が商業旅行する権利を確認した。983年、商人には脅威だった漂着物占有権を廃止し、市場の安全を確立して、これを王国全体で保障した。992年、王国全土でヴェネツィア人はドージェの裁判権下に置かれること、などを確認した。1095年には、ヴェネツィアの権利が拡大する一方、王国臣民はヴェネツィア以遠への航海が禁止された。以後、フリードリヒ二世時代まで、この内容は変化しなかった。

ヴェネツィアは、後背地でフリードリヒ一世が強大な権力を確立し、自国の権益を抑圧する危険に対処して、同帝と対立するビザンツ皇帝およびシチリア国王と同盟した。さらに、教皇の支援を受けて同帝と抗争する、ロンバルディーア都市同盟にも参加した。しかし、ビザンツ皇帝が、アンコーナを拠点にして、イタリア進出を強力に画策すると、これに脅威を感じた。その結果、同帝との関係が悪化し、1171年、コンスタンティノープルのヴェネツィア人は、逮捕、投獄された。1173年以降、ヴェネツィアは、中立政策をとり、1177年、フリードリヒ一世と教皇の和平交渉に場所を提供した。このとき、同帝は、イタリア王国だけではなく、帝国全体でヴェネツィア人に対する関税を撤廃した。とはいえ、弱化した帝権の効力が減退したので、この撤廃の実現は困難となり、実際の関税は、ヴェネツィアと都市や諸侯との協定によって規定された。ヴェネツィアは、後背地に強大な権力が出現するのを警戒し、フリードリヒ二世に対しては、その時々々の政治情勢に対応しつつ、近づいたり離れたりした。

2章 交易路と経済的利害圏

ヴェネツィアは、この時代、海外では領土を拡大した。他方、ドガード（潟湖と本土沿岸地帯とからなるヴェネツィア元来の領土）は、グラードからカヴァルツェレ（アーディジェ河口付近）にいたる、海水と接する地帯だけだった。当時の技術では本土からのヴェネツィア攻撃は無理だったので、防衛のためにそこに領土を獲得する必要はなかった。とはいえ、イタリア王国では、自己の経済的利害圏（以下、利害圏）を維持、拡大するために努力した。840年、ヴェネツィアがイタリア王国で交易できる場所として、フランク帝国の皇帝が指定したのは、ドガードの国境の近隣とアドリア海沿岸に限定された。独立イタリア王国初年の888年、これにパドヴァ、フェッラーラが追加された。otto二世（973-983年）は、さらにポー水系沿岸のクレモーナ、パヴィーア、ミラーノ、およびアー

ディジェ沿岸のヴェローナも指定した。第1回十字軍後の1111年、皇帝は、ポー沿岸のピアチェンツァ、トスカーナ地方のルッカ、フィレンツェ、および西地中海のピサ、ジェノヴァを追加した。この二つの海港都市は、十字軍遠征との関係で指定されたもので、ヴェネツィアと交易関係にあったわけではない。一方、アドリア海内部では、ヴェネツィアは、12世紀中葉以降、アンコーナとラグーザを結ぶ線以北を、自己の海上支配圏としてシチリア国王に承認させた。13世紀には、アドリア海で他者が交易することを妨害し、その独占を画策した。

ヴェネツィアの後背地の諸河川は、中世には現在より水量が多く、交易路としては陸路よりも重要だったが、融雪時には増水によって交通が中断した。王国北部の都市とアドリア海を結ぶ水路は、ヴェネツィアにとり、後背地との交易、とりわけ「大量消費商品」(merci voluminose)の交易の基礎となった。ドガード内部では、河口付近に海船から川船への積み換えのための小港を設け、重要河川の拠点には水路監視のための要塞を設けた。イタリア最大の水系をもつポー川の三角州は、ドガードの内部には位置してなかったが、ヴェネツィアは、9世紀にその重要分流の交易拠点コマッキオを破壊し、以後は三角州合流点付近に位置するポー水運の要所フェッラーラに対抗して、ポー水系の覇権の獲得を画策し、やがて実現する。河川路が発展すると、輸送の便宜のために運河の開削などが進展した。水系の支配を実現するため、ヴェネツィアは、河口や重要河川を警備する水上艦隊を設けた。領土を獲得することなく、経済的利害圏における基本的交易路の支配を実現したのである。

陸路は、イタリア王国では他の西欧諸国とはちがいで、ローマ時代の多数の道路が良好な状態で維持されていた。12世紀以降、交易が発展し、都市の拡大によって食糧輸送が増大すると、融雪期にも交通の中断がなく、直線で近道を可能にする陸路が各地で修復、拡大された。とはいえ、駄獣や荷車による輸送費用は非常に高くついたらしく、ヴェネツィアは、一般に水路の便がない場合にのみ陸路を使用した。東アルプスの峠越えの街道は、ヴェネツィアにとり、13世紀以降に重要となったが、レージャ峠、ブレンネロ峠、プレディル峠、など、それぞれの重要性は時代とともに変化した。プレディル峠に替わって重要になったポンテッベとヴィラッハを結ぶ街道は、鉄を輸入する「鉄の道」とよばれた。西アルプスの峠との関係については、14世紀以前には記録がない。

3章 交易の構造とその前提となる制度

交易の制度機構は、交易に関する法廷、規約、課税を除けば、この時代の初期のものは不詳である。

10世紀、ヴェネツィアは、外国人商人をヴェネツィア人と同様にドージェの法廷で裁き、皇帝は、イタリア王国のヴェネツィア人はドージェ〔の代理人〕の臨席のもとで裁かれるとした。ヴェネツィアは、992年、コンスタンティノープルで自国民のための特別法廷をもったが、11世紀以降、王国の都市領主などと交渉し、各地に次々と自国民のための特別法廷をもった。そこでは、ドージェの代理人が自国民に対する下級裁判権をもち、ヴェネツィア人は現地の市民や臣民と同様の権利を保証された。13世紀、王国北部では、ヴェネツィア人を保護する特別法廷が各地に成立していた。一方、ヴェネツィアでも、外国人商人の流入の増大にともない、12世紀中葉以降、特定都市の市民に対してそれぞれのための特別法廷を設けたが、1209年、外国人商人一般のための特別法廷の記録が初出する。13世紀以降、ドイツ人やルッカ人など、各地からきた外国人商人は、統制に便利のように、それぞれの居住地を指定された。

さて、この特別法廷では、告訴に対し、まず皇帝の勅令に該当規定がある場合はそれに従い、ない場合はヴェネツィアの都市規約（12世紀中葉以降、規約の成文化が進展）に従い、同規約にもない場合は慣習法に従い、それにもない場合は裁判官の判断に従うのが建前だった。しかし、帝権が衰退すると、勅令の役割を、王国の都市や諸侯との協定がもつようになった。その双務協定では、相手の市

民や臣民に保証する権利を、相手も自国民に保証するよう取り決めた。個々の協定の内容が均質化したので、ヴェネツィア人は、各地で均質的な裁判手続きを期待することができた。協定では、裁判手続きの合理化（裁判期間の短縮化、証拠書類の適法化、判決執行の確実化）が実現した。その結果、商人が自分の権利を保護するために、係争相手に対して私的に差し押さえをする必要がなくなり、それが一般に禁止された。また、債務を履行しなかった商人については、同胞市民が連帯責任を押し付けられることがなくなり、息子の責任は父から相続した遺産の範囲に限定され、国外に逃亡した場合は当局に引き渡された。都市や諸侯の支配領域での路上強盗は、支配者により、厳格に処罰され、損害賠償がおこなわれた。ヴェネツィアは、13世紀中葉までに、双務協定により、本土の後背地一円で交易の法的安全を確保したのである。

すでに840年、フランク皇帝は、イタリア王国でのヴェネツィア人への関税を慣習的なものに限定する勅令を發布していたが、現実には、それに幾種類かの税や強制的貢納が付加された。これに対抗して、ヴェネツィアは、10世紀末以降、都市や諸侯と交渉し、自国民への税や貢納の減免を実現し、その額を確定した。その結果、自国民は有利な条件で交易するのみならず、その経費を予測することが可能になった。ヴェネツィアでは、11世紀末以降、(品評価額の)四〇分の一税(陸上交易)、八〇分の一税(その特惠待遇)、五分の一税(海上交易)からなる、関税の一般的な体系が出現し、この三種の税率は13世紀中葉まで継続した。とはいえ、ヴェネツィアでも、関税とは別に、商人や商品がどこから来たかによって大きな差のある、多様な雑税(繫船税など)があった。ヴェネツィアやドガードでの徴税は、役人あるいは徴税請負人がおこなった。なお、王国の都市では、ドージェの代理人が、そこで授与された権限により、現地のヴェネツィア人から税を徴収した。ヴェネツィアは、13世紀中葉までに、自国に有利な商業のための制度機構の網状組織を後背地に創出したのである。

4章 ドイツとヴェネツィアとの10世紀から13世紀中葉までの交易

ドイツとヴェネツィアの交易は、12世紀中葉まで史料が乏しい。ラヴェンナの衰退後、ヴェネツィアが、フランク帝国とビザンツ帝国との連絡通路として重要となった。フランク帝国時代、ヴェネツィア人がイタリア王国の首都パヴィーアまで搬入した、香辛料をはじめとする東方からの珍重品は、そこからアルプスの彼方にも輸送されたが、その代価については不明である。東西両帝国の連絡通路としての重要性は、神聖ローマ帝国のザクセン朝時代(962-1024年)にも継続した。当時、パヴィーアをはじめイタリア北部の都市にはドイツの隊商が到来し、トレヴィーゾや、ドイツ・アルプス地方の金、銀、銅などの輸出中継地となったヴェローナも、ドイツと活発に交易した。しかし、ヴェネツィアでは、1060年にドイツ人の記録が初出するが、その役割は不詳である。

12世紀中葉以降、ヴェネツィアにも外国人商人が来るようになり、ヴェネツィアとドイツとの直接交易も規則的なものになったらしい。皇帝フリードリヒ一世は、ヴェネツィアとの和平が成立した1177年、ヴェネツィア商人に対する関税規定の適用範囲を帝国全体に拡大し、1190年には、ヴェネツィアの金融業者に第3回十字軍遠征資金の調達を依頼した。13世紀、ドイツとの交易は活発になった。ドイツ出身のある富裕なヴェネツィア商人が、1215年に作成した遺言状は、その財産がヴェネツィア政府への融資、ドイツ諸侯への融資、(ドイツから輸入した)貴金属の取引、イタリアでの商業から形成されたことを示す。1222-26年間には、ドイツとの交易の象徴となる「ドイツ人商館」が、ヴェネツィアに設立された。その目的は、第4回十字軍以降に多様化した、ドイツとの交易を統制するためだろう。同時に、ヴェネツィアは、自国民がドイツ商人と取引するために、パドヴァやトレヴィーゾに行くのを禁止した。ドイツ商人(ハンガリーから来る商人も含む)は、この商館で本国からの商品と海外からの商品とを交換した。もたらす商品は、金、銀、銅、鉄、毛皮、皮革、などであり、

それと交換される商品は、香辛料や絹織物などの東方商品のみならず、13世紀にもすでにオリーブ油やイチジクなどがあつた。金銀は、ヴェネツィアの東方交易の対価として、重要な役割を果たした。ヴェネツィアは金融市場でもあり、皇帝やドイツ諸侯が融資を受けた。なお、13世紀後半には、ドイツとの交易は、拡大の一途をたどる。

5章 ヴェネツィアと西地中海の海港都市を除くイタリア王国との交易

アドリア海北部では、9世紀後半にコマッキオが壊滅すると、ヴェネツィアに対抗できる海港都市はなくなった。同時に、ヴェネツィアは、ドガードの外部に位置するポー水系でも、クレモーナにいたるまで、東方商品交易を独占した。その経済の基礎は、交易の対象となる商品の生産ではなく、外部から輸入した商品の中継商業にあつた。ヴェネツィア商人がこの地域で販売したのは、アルプス北部の国々から輸入した前述の商品、香辛料や奢侈品などの東方から輸入した商品だけではなかつた。イタリア王国のマルケ地方などはもちろん、シチリア王国のプーリア地方、ビザンツ帝国のギリシア地方、などからも大量に輸入する、穀物をはじめとする多様な農産食料品があつた。食料品、とりわけ穀物の輸出は、禁止されることが一般的だったので、その輸出権を獲得したことは、政治的な成功だった。ヴェネツィアが生産する輸出商品としては、初期には重要だった塩、金銀細工、13世紀に移住してきた多数のルッカ人が生産する絹製品があつたが、ガラス製品はまだ重要ではなかつた。

ヴェネツィアとイタリア王国の都市や地方との交易は、都市ごと、地方ごとに大きな差があつた。

(著者は、記録のあるものを網羅的に取り上げているが、以下、少数の重要でないものは省略する。)

イストリア半島は、ローマ時代以来、政治的、宗教的にはドガードと結合していたが、10世紀以降、ヴェネツィアの政治上、商業上の覇権を承認した。その沿岸都市は、12世紀中葉、ヴェネツィアに正式に従属し、忠誠、納税、軍事奉仕を誓約した。13世紀には、ヴェネツィアが各都市に派遣する総督を受け入れた。ヴェネツィアは、食料品、薪炭、イストリア石（建築材）、木材を購入した。

トリエステは、13世紀以降に出現する記録では、イストリアの都市と大略同様だった。

アクイレイア大司教領は、12世紀にヴェネツィアの覇権を承認し、13世紀にはヴェネツィアにきわめて有利な協定を結んだ。1200年、トレヴィーゾとの対立で苦境に陥った大司教は、ヴェネツィアからの救援の見返りに、毎年一定期間をヴェネツィアで居住することになった。13世紀中葉以降、大司教の世俗事項の裁判権は、次第にヴェネツィア人に譲渡された。食料品と並んでヴェネツィアが購入する木材は、イストリアの木材と同様、レヴァントにも再輸出されることがあつた。その代価は、東方商品、塩、織物だった。

トレヴィーゾは、ドイツからの二つの街道の合流点であり、陸上輸送から河川輸送への商品積み替え地点でもあつた。ヴェネツィアは、1216年以降、四〇分の一税を支払えば交易の自由を保障され、ドージェの代理人は、現地の自国民に対して裁判権と徴税権をもった。食料品を購入し、東方商品、塩、オリーブ油を販売した。

パドヴァは、領域の境界線や河川流路の変更をめぐり、ヴェネツィアと対立したが、交易は継続した。13世紀前半、パドヴァの織物商人は、ヴェネツィアとの交易の便宜のため、ヴェネツィアの尺度で織物を計量するように規定した。ヴェネツィアの輸出品については、塩の記録が多い。

アーディジェ川は、イタリア北部とドイツを結ぶ主要交易路のひとつだったが、ヴェネツィア領を出てすぐのヴェローナ領内の地点に、最初の重要な河川港レニャーゴがあつた。そこは、アーディジェとポーの近接地点であり、初期から、両河川間に馬車や牛車による輸送サービスがあつた。領外であるにもかかわらず、13世紀、ヴェネツィアはそこに交易を統制するための監視団を置いた。

ヴェローナは、北部最大の都市〔のひとつ〕であり、ヴェネツィア領に河口をもつ重要な交易路だ

ったアーディジェにより、ヴェネツィアと直接結ばれていた。ヴェネツィアの諸修道院は、創設時からヴェローナ領域に土地をもっていた。両市は、1107年、北部における現存最古の二都市間商業協定を結んだ。12世紀、ヴェネツィアでは支払手段としてヴェローナ貨幣が使用された。ヴェローナは、ドイツの金銀、木材（筏流しによる）、ヴェローナ産毛織物を輸出し、ヴェネツィアからは、アレクサンドリアからの明礬や、その他の東方商品のほかに、食料品も輸入した。13世紀後半、ヴェネツィアは、ヴェローナの自国居留民団に領事職を設けた。

コマッキオは、ポー川三角州の重要分流の河口付近に位置する、ポー水運の拠点であり、アドリア海からポーを遡上するロンバルディア向け商品の積み替え港だった。ポーは、周知のように、イタリア最大の河川であり、ヴェネツィア領外を流れていた。ヴェネツィアは、9、10世紀に二度にわたり、もっとも重要だったこの港町を破壊し、競争相手の排除という目的を遂げた。

フェッラーラは、ポー川三角州のすぐ上流に位置する、もっとも重要な内陸河川港であり、ポー水系の交易覇権をめぐり、ヴェネツィアと対抗関係にあった。その二つの年市は王国最大の商業中心地のひとつであり、11世紀初め、ヴェネツィアの規約では、自国民が（東方から輸入した）絹製品を販売するのは、王国の首都パヴィーアのほかに、このフェッラーラの年市だけであった。1177年、フェッラーラがすべての商人にポーの航行を許可したことは、ヴェネツィア商人に大きな利益をもたらした。ヴェネツィアは、1223年の記録では東方商品、ドイツ商品と並んで、多数の食料品もここに輸出していた。1230年代初め、ポー河口に巡視船を配置し、ヴェネツィアないしドガードからの商品を輸送する船以外は、ポーの遡上を阻止しようとした。このときは失敗したが、フリードリヒ二世に味方したフェッラーラが第2次ロンバルディア都市同盟に敗北したのを契機に、それが実現した。以後、フェッラーラは、以前の勢力を完全に回復することができなかった。

ボローニャは、小河川によってポーと結合したが、皇帝ハインリヒ五世(1106-25年)は、ボローニャ商人にポー経由でヴェネツィアと往復することを許可した。1177、93年、フェッラーラは、ボローニャ商人にポーの航行権を承認した。12世紀、ヴェネツィアの諸修道院はボローニャ周辺に土地をもっていたので、両市は活発な関係をもったと推測されるが、交易の記録はひとつしかない。その記録が増大するのは、第4回十字軍以降であるが、両市間の交易は、フェッラーラによってしばしば妨害された。

マントヴァは、小河川によってポーと、短い陸路によってアーディジェと連絡し、両河川を通じてヴェネツィアと交易した。11世紀以降、ボッピオ(マントヴァの南西40キロメートル)の修道院が、「マントヴァの港」でヴェネツィア商人から徴税した。1188年、あるマントヴァ人がヴェネツィアの市民となり、1227年、ヴェネツィア人が頻繁にマントヴァの市を訪れた、という記録がある。ヴェネツィアは、塩、オリーブ油、イチジクを輸出し、葡萄酒、マントヴァ産毛織物を輸入した。

ブレシアは、ポーや(アルプス南麓沿いの街道を經由して到達する)アーディジェにより、ヴェネツィアと結びついた。両市の交易の最初の記録は、第4回十字軍直後のもの。ヴェネツィアは、食料品を輸出し、鉄(ブレシアの近隣にイタリア最大の鉄鉱山がある)、ブレシア産毛織物を輸入した。

クレモーナは、996年にオットー三世がヴェネツィア船の来航を許可し、代々の皇帝もそれを更新した。1173年には、多数のクレモーナ人がヴェネツィアに滞在した。ヴェネツィアは、食料品を輸出し、織物を輸入した。クレモーナ付近で、ヴェネツィアが東方商品や海路経由の輸入商品を独占的に供給する、その交易圏の限界に達した。

パヴィーアは、そこでヴェネツィアとジェノヴァの交易圏が重なり合っていた。10世紀、ヴェネツィア人は、香辛料、絹製品、宝石を輸出し、食料品を輸入した。ミラーノ市場がパヴィーア市場を追

い越した後も、ヴェネツィアとの交易関係は継続した。1211年、パヴィーア市民がヴェネツィアでヴェネツィア商人に債務を返済し、13世紀、ヴェネツィアでパヴィーア産毛織物が販売された。

ミラーノは、古くからヴェネツィアと交易関係をもったが、その明確な記録が出現するのは13世紀以降である。ヴェネツィアは、穀物やオリーブ油を輸出し、ミラーノ産毛織物を輸入した。とはいえ、ミラーノは、ジェノヴァとの交易関係が強かった。

ピアチェンツァは、クレモナーの旧来の敵であり、他方、ピアチェンツァ商人には、フェッラーラが重税を課した。ジェノヴァとの交易関係が強かったが、ヴェネツィアでは、金融業を営むピアチェンツァ人がいたし、ピアチェンツァ産毛織物もロンバルディア都市の毛織物とともに販売された。

ベルガモは、10世紀、小河川によってポー水系に接続し、ヴェネツィア船が来航した。ヴェネツィアでは、1217年、一人のベルガモ商人が滞在し、1225年、ベルガモ産毛織物が販売された。

ポー河口以南のアドリア海沿岸では、中世初期の過程で、(アッペニーノ山脈北麓沿いの街道がアドリア海に到達する地点に位置する) リミニにいたるまで、ヴェネツィアの競争相手が消滅した。

ラヴェンナは、大海港都市になる可能性をもったが、[政権の座の喪失に加えて] 港での砂の堆積、ヴェネツィアによる交易妨害により、9世紀以降衰退した。13世紀に出現するヴェネツィアとの協定では、ヴェネツィアの交易覇権が明確だった。ラヴェンナは、ヴェネツィアへの輸送を除き、巡礼者の輸送を禁止された。領内産の穀物と葡萄酒は、ヴェネツィア人以外には、外部への販売が禁止され、ラヴェンナ人が輸入するマルケ地方やプーリア地方産の食料品は、ヴェネツィア人以外への、再販が禁止された。ヴェネツィアに対してのみ許可された輸出にも、五分の一という重税が課された。ヴェネツィアは、各種の食料品を輸入し、東方商品、ドイツの貴金属、各地産の織物を輸出した。

チェルヴィアは、アドリア海のイタリア側ではヴェネツィアに次ぐ塩の産地だったが、ヴェネツィアの塩交易の独占政策によって打撃を受けた。13世紀初めにも、ヴェネツィアと抗争した。

ペンターポリ(五つの都市という意味で、いずれもアドリア海の海港都市であるリミニ、ペーザロ、ファーノ、セニガッリア、アンコーナを指す)は、ヴェネツィアが、マルケ地方の豊かな食料品(穀物、オリーブ油、葡萄酒、イチジク、肉)を、自国と人口の多い王国北部に輸出するために利用した。最強のアンコーナの東方交易を阻止する必要から、それ以外の都市とは友好関係を維持した。

リミニは、1175年、ヴェネツィアと連携してアンコーナの交易を封鎖した。

ファーノは、1141年、セニガッリア、ペーザロ、ラヴェンナと敵対して窮地に陥り、ヴェネツィアの支援を得たとき、一時的にヴェネツィアに従属し、軍事奉仕と貢納を誓約した。

アンコーナは、東方と交易し、ビザンツ皇帝マヌエル一世(1143-80年)は、そこを反ローエンシュタウフェン朝政策のイタリアでの拠点にしようとした。ヴェネツィアは、アンコーナの東方交易を阻止するためにしばしば敵対したが、平時には交易関係をもった。

オージモとレカナーティは、アンコーナを牽制するために、ヴェネツィアと連携した。

(レカナーティの南のフェルモが、イタリア王国のアドリア海沿岸南端の港であった。)

トスカーナは、ハインリヒ五世の勅令ではじめて、ヴェネツィアの交易相手として、フィレンツェ、ルッカ、ピサが言及された。1116年、同帝は、すべてのトスカーナ商人に対し、フェッラーラの年市[ここでヴェネツィア商人とも取引した]に行く場合を除き、(アッペニーノ山脈北麓に沿う)エミリア街道以遠への旅行を禁止した。13世紀、トスカーナの商人や職人がヴェネツィアに出現した。

フィレンツェは、1220年代、その商人がヴェネツィアに出現したが、とりわけフィレンツェ産毛織物を販売した。

ルッカは、13世紀、その市民が[母市の政治的な混乱を契機に]多数ヴェネツィアに移住して、居

留民団を形成し、絹製品の生産に従事した。

ヴェネツィアは、皇帝の勅令、都市や諸侯との協定により、王国各地で交易を可能にする体制を創出した。その商業圏は、ジェノヴァやピサの商業圏となる西部以外の、王国全土にわたった。

6章 ヴェネツィアとイタリア北部との初期からマルカモ要塞建設時までの食料品交易

ヴェネツィアは食料品の自給ができず、住民に十分な食料品を供給する必要があるが、交易の初期の原動力だった。10世紀、ヴェネツィアは後背地の余剰食料品を入手していたが、そこではヴェネツィアの「ドージェ、大司教、司教、修道院、貴族」が王国内部にもつ土地からの入手が重要であり、その土地の存在する場所はヴェローナにまで達した。11世紀以降、北部で都市が発展し、その人口が増大すると、都市は食料の補給を必要とし、都市の支配領域からの食料品、とりわけ穀物の輸出を規制した。ヴェネツィアの教会、修道院、貴族の土地は、フェッラーラ付近などロマーニャ地方にも拡大したが、その土地からの入手だけでは不十分だった。ヴェネツィア商人は、塩や東方商品などを対価として、とりわけ水路の利用が可能な後背地の諸市場で恒常的に購入した。1099年、イーモラとの協定では、イーモラ商人が搬入する食料品と、その代金で購入する全商品とを免税としたが、これは食料品入手の重要性を示している。

ヴェネツィアは、近隣後背地や経済的支配圏に食料品余剰の豊富な地域をもち、同時にドガードに河口をもつ河川とアドリア海との制水権をもったので、この状況を利用して自己の立場を有利にした。海上ではすでに、ビザンツ帝国内部の食料品交易や、十字軍国家への食料品補給に従事していたが、13世紀初め以降、ヴェネツィア自体への食料品輸入の記録が多くなる。マルケ地方、プーリャ地方、ギリシア、クレタ（ヴェネツィア領）からも輸入した。海上からの輸入により、食料品供給は以前よりも安定した。王国北部からの輸入も継続したが、そこへの依存は終了した。海外からの（大量消費）食料品の北部都市への輸出を独占し、その輸出の禁止措置を政治手段とするようになる。

1224年の春三カ月間、北部都市への輸出記録では、(干し)イチジク 22件、オリーブ油 17件、チーズ 8件、塩 3件、ライ麦と粟 1件、胡桃 1件。その宛先は、ヴェローナ 22件、マントヴァ 7件、クレモーナ 5件、ブレシア 4件、レニャーゴ 3件、ヴィチェンツァ 2件、6都市が各 1件で、その中にはトレント、ミラーノ、コモのような遠隔地もあった。ここでは、北部都市の商人が、ヴェネツィアで購入し、母市に輸出するのが一般的だった。

穀物は、海外と北部の余剰地域（とりわけフリウリ、ロマーニャ）とから輸入され、ヴェネツィアの住民に供給されると同時に、その有力者による投機の対象ともなった。1223年、ヴェネツィアでは「小麦の管理官と配給官」(*dispensatores et datores frumenti*)という役職が創出され、以後、ヴェネツィアのみならずドガード全体に小麦を補給した。1226年、海外小麦の輸入に対する奨励金、自国以外への輸出に対する罰則が詳細に規定され、そのヴェネツィアへの搬入が義務付けられた。翌27年、イタリア全土が飢饉に襲われたとき、ヴェネツィア政府は自己の勘定でプーリャから大量の小麦を購入した。北部の都市は、小麦の補給をヴェネツィアに恒常的に依存するようになっていく。

オリーブ油、イチジク、葡萄酒、チーズは、主にギリシア、プーリャ、マルケから輸入され、王国北部からの輸入は少なかった。その交易は以前からあったが、13世紀以降、記録が多くなる。

オリーブ油は、安価なものは灯明用としても大量に使用され、食料用に消費されたのはより良質なものだが、食料用でも、マルケ産は、プーリャ産やギリシア産よりも高価だった。1180年、短期間に66,150リットルがヴェネツィアに輸入された。1224年春、48,000リットルが北部の都市に輸出され、ヴェローナだけでも27,120リットルが輸出された。13世紀には、ウィーンにも輸出されることがあった。ヴェネツィア政府は、輸入の一部を自国民に食料として供給するために購入し、「食料品税関」

(la Ternaria)にその管理を委託した。

イチジクは、ヴェネツィアの史料では記録が乏しいが、輸入食料品の中では重要な地位を占め、北部都市の税関記録には記述が多い。

葡萄酒は、1173年、消費者保護のために最高価格が設定された。その対象は、高級品の「ギリシア葡萄酒」ではなく、日常消費用のイストリアや近隣後背地からのものだった。932年、イストリア半島のカポディストリアは、ドージェに毎年100アンフォラ（容量単位）の葡萄酒を貢納することを確認している。葡萄酒は、[貢納以外は]史料が長く沈黙しているとはいえ、慣習法によって規制されつつ輸入されてきた、と推測される。他の食料品とはちがい、ヴェネツィア商人が、王国北部からの輸入にも関与した。政府が、専門機関を設置して、輸出入に介入するのは13世紀後半である。

チーズは、12世紀、ヴェネツィア人がモレア（ペロポネソス半島）から、コンスタンティノープルに恒常的に輸出していたが、ヴェネツィアにも輸出していたと推測される。ヴェネツィアは、マルケからも輸入したが、ギリシアからの輸入が目立ち、クレタからも輸入した。それをブレシア、ヴェローナ、クレモナ、などに輸出した。

塩は、ドガードで生産され、初期にはヴェネツィアの経済的基礎であり、商業勢力として確立した後には最重要の独占商品だった。10世紀、ヴェネツィアは、王国北東部の敵対する諸侯領に対して塩を禁輸し、塩の欠乏による家畜の死亡を引き起こして、相手を降伏に追い込んだ。同世紀末、後背地への塩の輸出でヴェネツィアは優勢を確立していたが、ドガード産塩のみならず、海外産塩をも輸出した。12世紀以降、この状況は北部都市との協定で法的に保証され、そこでは塩をヴェネツィアから輸入することが体制として確立していく。1251年の協定により、フェッラーラは、ヴェネツィア産塩以外の購入を禁止され、その再販はポー水系でのみ許可され、とりわけヴェローナへの再販は禁止された。同年、マントヴァも、同様の内容の協定を結び、ラヴェンナも、チエルヴィア産塩の再販を禁止される協定を結んだ。ヴェネツィアは、イストリアからロンバルディーア地方およびロマーニャ地方にいたる、王国北部の広い範囲にわたり、塩の販売独占を実現したのである。

上記の食料品以外にも、ヴェネツィアは、野菜、肉、乳製品のような傷みやすいものを、自国消費のためにイタリア北東部などから恒常的に輸入したが、それには散発的な記録しかなく、経済的にもその重要性は低い。

イタリア北部の食料品取引を独占しようとする、ヴェネツィアの意図は次第に明確化した。1234年、ラヴェンナは、ヴェネツィアとの協定により、マルケやプーリャで食料品を自由に購入できるが、余剰分の再販はヴェネツィア人以外には禁止された。1236年、ラグーザも、同様の協定を押し付けられた。アドリア海と北部河川の覇権をもつヴェネツィアは、海と河川に配置した艦隊、および河川の拠点に配置した要塞により、独占状態を監視した。対立するフェッラーラが1240年に敗北した後、1258年、ポー川三角州の重要分流の拠点マルカモに要塞を建設し、ポー川水運を制御した。

3 本書の意義と限界

(1) 意義

本書は、ヴェネツィア交易史における、二重の意味で陰の部分を検討する。というのは、13世紀後半以後の海上取引、とりわけ東方取引は研究が多いが、以前の時代、そして陸上取引はいずれも研究が少ないからである。この陰の部分に光をあてることにより、重要な認識をもたらした。

ところで、ヴェネツィアと帝国との関係が表題だとはいえ、史料の少ないドイツ王国より、多いイタリア王国（以下、王国）との関係に、はるかに多くの紙数が費やされている。後者の内部でも、王

国西部は、ジェノヴァやピサとの関係が強く、ヴェネツィアとは関係が弱いので、ほとんど言及されない。帝国西端のブルグンド王国も、同じ理由で、考察の対象とはされない。イタリア王国東部、およびそこに近いドイツ王国東南部との関係、とりわけ前者との関係に、本書の重心がある。ヴェネツィアと、帝国全体ではなく、帝国内部の当時のヴェネツィアの交易圏との関係を考察している。

本書がもたらした重要な認識としては、私見では次のものが挙げられる。

(1章) ヴェネツィアの交易権を保証する法的根拠が、帝権の衰退に対応して事実上、皇帝の勅令から都市や諸侯との協定に移行したこと。(2章) 帝権が衰退する一方で、王国東部の都市国家がまだ領域国家を確立する以前の時期に、ヴェネツィアは、土地の支配権を獲得することなく、交易の基礎だった水路を事実上支配することにより、王国東部で交易覇権を樹立したこと。(3章) 自他の商人の権利を保護し、交易条件を改善する個々の協定を積み重ねて、ヴェネツィアは、自国を中心とする多少とも均質的な交易環境を、王国東部全体に形成したこと。(4章) ヴェネツィアとドイツ王国との交易は、パヴィーア、さらにはトレヴィーゾやヴェローナなど、内陸の王国都市を媒介していたが、ドイツ人商館の設置を契機として、来訪するドイツ商人と直接におこなうようになったこと。

(5章) 5章は圧巻である。王国東部の都市や地方との交易について、ヴェネツィアを中心とする視点から、全体的な見取り図を描き出した。交易の全体図の中で個々の都市や地方が果たす役割、およびその動向を分析した。この動向と、それぞれの経済的、さらには政治的な盛衰との関連について、必ずしも明示的ではないが、重要な問題を提起したといえるだろう。ヴェネツィアの修道院などの所有地の所在が、水路と密接な関係をもっていたことも指摘した。著者は外国人だからこそ、多少とも個別的な各地固有の研究史の伝統にとらわれず、全体を総合する見取り図を描いたのではないかと、ドイツとの交易の場合と同様、王国東部との交易でも、ヴェネツィア商人が王国都市を訪問して取り引きする形態から、その商人がヴェネツィアを訪問して取り引きする形態へ移行した、ということを読みとることができる。ヴェネツィアに交易が集中するこの形態の成立により、ヴェネツィアが王国東部との交易を支配する構造が確立した、と見ていいだろう。

(6章) 6章は重要な論点を提示する。ヴェネツィアは、王国北部で都市人口が増大し、そこで食料品が不足がちになるのに対応して、自国の食料品の基本的な補給基地を移行した。河川路で結合する王国北部の内陸市場から、海路で結合する諸国(イタリア王国のフリウリ、マルケ、ロマーニャの各地方を含む)の海外市場へと移行したのである。のみならず、制水権を確立することで、王国北部の都市への食料品交易を独占した。これにより、食料品の補給では、王国北部に対して、弱者から強者の立場に変化したことになる。食料品には、ヴェネツィアの内外で生産する塩のほかに、穀物、葡萄酒、オリーブ油(灯明にも使用)、イチジク、チーズ、などがあつた。

(2) 限界

13世紀前半までの時代を対象とする、本書の基本史料は、勅令、協定、規定などの法制史料であり、史料の文言と交易の実態との間にどの程度の距離があるのか、不明な場合が少なくない。私文書が利用される場合でも、ほとんどが公証人文書であり、文言と実態との距離が接近するとはいえ、数量統計的データを求めることは一般に困難である。たしかに、勅令から協定への移行、勅令や協定の内部における内容の変化を丹念に追跡することにより、状況の変化の大筋は認識することができる。しかし、大筋以外のところでは、明確な認識をもつのが困難な部分が少なくない。

基本的な食料、とりわけ穀物の補給について、初期の内陸で、ヴェネツィアの修道院などの土地の地代として入手したものと、市場で購入したものととの比率について、またその比率の時期的な変化について、いずれも具体的な認識がもてない。基本的な補給基地が、内陸市場から海外市場へと移行し

たことについて、その移行が漸次的であるにせよ、移行の時期が明確ではなく、またどの時点においても、それぞれの市場へ依存する比率について、具体的な認識をもてない。ヴェネツィアが、王国北部への食料品交易を独占する意図をもったとはいえ、その独占の実態がどのようなものだったか、具体的に把握されてはいない。など、など。これでは、ヴェネツィアによる食料交易の封鎖が、どの程度、政治的手段として有効だったか、認識することはできない。

ちなみに、すでに 13 世紀に、王国北部ではアドリア海を經由して食料品が恒常的に輸入され、ヴェネツィアがその輸入独占を意図していた、という本書の主張は、検証が必要である。というのは、年代記作者ジョヴァンニ・ヴィッラーニは、フィレンツェが海外小麦を大量に購入するのは飢饉に陥った 1302 年が最初だといひ、経済史の大家メリスは、一般に食料品などの低価重量商品が海上で大量かつ恒常的に輸送されるようになるのは「輸送費革命」が実現する 14 世紀中葉以降だということからである（齊藤寛海『中世後期イタリアの商業と都市』知泉書館、2002 年、第 2 部第 1, 2 章参照）。

ヴェネツィアがビザンツやレヴァントとの交易、すなわち東方交易を、自己の経済的基盤の一つとしていたことは、疑問の余地がないだろう。このレヴァントとの交易自体は、たしかに本書の対象ではない。しかし、王国やドイツ王国との交易では、この東方交易によってもたらされた商品がどのような役割を果たしていたのか。本書は、幾つかの都市市場を考察する際に、東方商品が現地商品の対価となった、というに過ぎない。では、東方商品が大量に販売される市場と、少量しか販売されない市場とがあったのか。あったとすれば、前者と後者の違いは、どうして起きたのか。これと関連して、東方商品の主要な対価は、ドイツ王国の金属や毛皮、王国北部都市産の繊維製品、あるいは食料品だったのか。本書は、東方交易を含むヴェネツィアの交易全体の構図の中で、西方貿易、すなわち帝国の二王国との交易が果たす役割を考察する、という視点が欠如している。

ヴェネツィアが主に河川路によって西方から輸入する商品は、ビザンツやレヴァントにも輸出される金属、毛皮、毛織物、木材だけではなく、ヴェネツィアや周辺地域で消費される食料品もあった。一方、海路によって東方や南方から輸入する商品も、王国やドイツ王国に再輸出されるビザンツやレヴァントからの香辛料や絹製品だけにとどまらず、やがてプーリアやロマーニャ、およびモレアやクレタからの食料品も登場してきたが、この食料品は、自国で消費されるのみならず、王国北部に再輸出もされた。ところで、金属や毛皮や毛織物を購入し、それを代価として遠いビザンツやレヴァントで香辛料や絹製品を購入する交易と、近い王国北部の各地、すなわちアーディジェやポーの沿岸、あるいはマルケやロマーニャで食料品を購入し、それを自国や近隣地域で販売する交易とは、その担い手が同一だったのか。前者は、大きな資本のみならず、資本を回収するために、多くの時間も必要とした。しかし、後者は、小さな資本、少ない時間でも可能だった、と思われる。

だとすれば、前者、とりわけビザンツやレヴァントに出かけておこなう交易は、大きな資本を集積し、航海経費は高いが防衛力のあるガレー船などを手配する必要から、事後の混乱を避けるために、商人相互の契約を記録に残す必要が高まっただろう。換言すれば、私的な文書記録の必要な交易と、不要な交易があったことになる。本書は、この時代について、法制史料を徹底的に分析することで、私的記録には記録されていない交易の存在を浮上させた。しかし、大資本を要する交易の担い手と、小資本でも可能な交易の担い手とについて、社会階層の異同等を考察することはしなかった。

本書は、この時代のヴェネツィアの内陸交易について、一定の限界はあるものの、きわめて重要な認識をもたらした。評者は、以後の時代のその海上交易について考察してきたので、原書が四半世紀前に出版されているにもかかわらず、本書の存在を迂闊にも最近まで知らなかった。わが国では、管見では、本書についての書評がないので、遅まきながらする必要がある、と判断した。

